

官報

平成二十年十月二十二日

○第七十回 参議院會議録第六号

平成二十年十月二十二日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第六号

平成二十年十月二十二日

午前十時 本会議

第一 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより會議を開きます。

日程第一 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。国務大臣河村河村建夫君登壇、拍手)

(国務大臣河村建夫君登壇、拍手)

○国務大臣(河村建夫君) たゞいま議題となりましたテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃による脅威はい

まだ除去されておらず、国際社会におけるテロとの闘いは依然として継続しています。アフガニスタンにおいては、四十か国以上が軍隊を派遣し、数多くの犠牲者を出しながらも多くの国が増派を行い、忍耐強く活動を続けています。

海上自衛隊の補給支援活動は、テロとの闘いの一環としてインド洋で行われている海上阻止活動の重要な基盤として定着し、アフガニスタンを含め各国から高い評価を得ております。

現行のテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の期限は、法律施行一年後の平成二十一年一月十五日までとされておりありますが、こうした中、補給支援活動を継続する必要性は依然として高いものと判断されます。

この法律案は、以上のような状況を踏まえ、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のために国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与するため、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を引き続き実施するものとし、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的として提出するものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容は、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の期限を一年間延長し、施行の日から二年間とするものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) たゞいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。藤田幸久君。

(藤田幸久君登壇、拍手)

○藤田幸久君 民主党・新緑風会・国民新・日本の藤田幸久でございます。

アメリカのブッシュ大統領の時代が間もなく終わりを告げます。戦いに明け暮れたこの八年間の世界が大きく変わるとの思いから、新テロ対策特別措置法改正案について質問いたします。

本来は麻生新総理を想定した質問も含め、関係大臣からお答えいただきたいと思っております。

サンフランシスコ講和条約を締結した吉田茂元総理は、戦争に負けても外交で勝つとの理念で、非軍事国家としての戦後復興と高度成長の道を築かれました。その功績を私は高く評価するものです。しかし、今日のアメリカによる北朝鮮へのテロ支援国家指定解除は日本外交の大きな敗北であり、極めて残念です。日本外交がそでにされたと言われるこのアメリカの決定に対する河村官房長官の所感を伺います。

そして、新しい質問として、中曽根外務大臣に伺います。

今朝の報道によれば、北朝鮮が核施設を無力化する見返りとして受け取る重油支援のうち、日本が拉致問題を理由に支援を延期している分について、オーストラリア等が肩代わりする方向で調整中とのことであります。六か国協議の拡大との観測もござります。これが事実なら、日本外交の大敗北ではありませんか。この報道について、その真偽と、今後の日本外交の対応について中曽根外務大臣にお伺いをいたします。

そして、テロ撲滅作戦の名の下に無実の市民を大量に巻き添えにするブッシュ大統領による戦争への自衛隊のなし崩しの協力も、吉田元総理が描いた平和主義の精神に反する外交的敗北ではありませんか。官房長官の見解を伺います。

イラクでは、米軍が攻撃を開始した二〇〇三年

以来、国際保健機関、WHOによれば十五万人、ほかの調査でも数十万人のイラク人が死亡したと伝えられています。また、アフガニスタンでは、米軍に対する爆破テロが二〇〇二年には二十二件であったものが二〇〇七年には二千六百十五件に増えた。アメリカの戦略国際問題研究所が伝えています。今やテロとの戦いというよりも、市民生活の場には外国人兵士が踏み込み、市民の怒りを招く市民との戦いと化しているのではないのでしょうか。こうした戦いに加担し続けることがなぜ日本の国益と言えるのか、官房長官の見解を伺います。

ノーベル経済学賞受賞者である、アメリカの経済諮問委員長も務めたジョセフ・スティグリッツ教授は、昨日、国連の金融危機対策部会長に任命されたと報道されています。彼は、「世界を不幸にするアメリカの戦争経済」という本の中で、数千人の死亡に加え、イラクで五万八千人以上のアメリカ兵が重傷傷又は深刻な病を負い、アフガニスタンでは七千三百人の兵士が重傷傷又は深刻な病を負った、十万人の兵士が深刻な精神障害に陥って帰国した、帰還兵の補償金、恩給、障害手当なども含むこの戦争の長年にわたる財政的、経済的コストは約三兆ドルに達し、ほかの国々に課せられるコストは恐らくその二倍になると述べています。そして、日本経済への負担を三十兆円以上と計算し、戦争は世界的な原油高やサブプライム問題などへの長期的な損失をもたらしているとしています。アメリカ発の金融危機の拡大を防ぐためにも、ブッシュ大統領による戦争の幕引きを図ることこそアメリカの良き友人としての日本の責務ではないでしょうか。官房長官の見解を伺います。

幕引きが必要な具体的状況がインド洋に存在します。本年二月に再開した海上自衛隊の補給支援活動の実績は、過去三年間の給油量と比較しても明らかに減少しています。政府は各国軍隊からの給油のニーズがあるとの説明を繰り返しています

が、大きな疑問を感じます。給油量が減った理由、給油等のニーズについて防衛大臣に伺います。

また、政府が示した海上阻止活動の実績は、特措法の対象である九・一一米国同時多発テロに関連したものなのか。補給を受けた外国の艦船がテロ関連の海上阻止活動に従事しているのか検証するのに必要な艦船の名称も明らかにしていません。

そもそも、現行の特措法の期限を一年としたのは、補給活動の継続の必要性について一年後に改めて国会が判断することになっていました。にもかかわらず、継続の可否を判断するこれらの情報を提供しないのはいかなる理由なのか、官房長官の見解を求めます。

また、海賊対策の法的枠組みづくりが必要と考えますが、政府としては、自衛隊の活動に関する法的整備も含め、その実現に向けてどのような対応をお考えか、官房長官の所感をお伺いします。

また、米国からは、アフガニスタン本土への自衛隊派遣要請や、二百億ドルとも言われる戦費負担要求がなされたことと報道されています。現下の厳しい経済情勢に加えて、九・一一テロ以降の在日米軍基地はアフガニスタン戦争とイラク戦争に特化した出撃と後方支援の中核を担っているという実態があります。佐世保基地からの強襲揚陸艦工セックス、横須賀基地からの空母キティホークやイージス巡洋艦、三沢基地からのF16戦闘機、沖縄からの陸軍のグリーンベレー、海軍のシールク、海兵隊の第三MEUなどの特殊部隊も作戦に参加し、クラスター爆弾などの投下も行っています。在日米軍基地なくしてアフガニスタン戦争、イラク戦争なしというのが現実です。

麻生総理は国際社会の一員としての責任を強調しますが、日本は給油活動などとは比べ物にならないほど貢献していると米国に堂々と反論すべきではありませんか。また、在日米軍のこうした実態を国民に情報開示すべきと考えますが、官房長

官からお答えをいただきたい。

昨年十一月の参議院本会議において、テロとは犯罪ですが、それとも戦争、つまり武力紛争ですかという私の質問に対し福田総理は、典型的なテロ行為は犯罪であるとした上で、九・一一テロ攻撃は高度の組織性、計画性が見られるなど、武力攻撃に当たると答えました。

テロという犯罪が組織性、計画性を持って行われた以上、だれがどのように犯罪を行ったかの裏付けに基づき戦いを進めるべきと思われますが、官房長官、いかがですか。また、この戦争は一体だれのだれに対する戦いなのか、明確にお答えください。

また、刑法改正に伴い、ミャンマーの長井カメランやアフガニスタンのペシャワール会の伊藤和也さんなど、海外で殺害された邦人の事件捜査のために近年は捜査関係者を現地国に派遣しています。九・一一調査委員会の報告が出たのが刑法改正後の二〇〇四年七月であることから、アメリカに捜査関係者を派遣して日本人犠牲者二十四名に対するテロ行為の事実関係を捜査すべきと考えますが、官房長官の見解を伺います。

そもそも、事件後七年も経過していながら、アメリカ司法省はビンラディンを公的に告発する手続を取っていません。また、FBIのホームペー

ラディン、世界の最重要指名手配者の一人であるビンラディンの容疑として、タンザニアとケニアの米大使館爆破事件のみを挙げ、九・一一とのかかわりを挙げていません。九・一一直後にアメリカ政府が特定した十九名の実行犯のうち八名が中東諸国で市民として生活している、つまり人違いであつたとイギリス国営放送、BBCなどが報道しています。実際、FBIのミューラー長官は、実行犯とされる十九人が実行したという確たる証拠を見付けることができなかったと二〇〇二年に認めています。

テロとの戦いの原点であるこれらの基本的事実を日本政府としても米国政府に確認すべきです

が、いかがですか。もし確認ができないならば、不朽の自由作戦に関連する海上阻止活動への協力の根拠に欠けるということであり、いったん補給支援活動を停止すべきではありませんか。官房長官、いかがですか。

日本政府は、テロとの戦いに参加する正当性の一つとして、日本人二十四名が犠牲になった、テロとの戦いは決して他人事ではなく、日本も当事者なのですと繰り返しています。しかし、日本政府はその二十四名の犠牲者の御家族に対して心の通った対応をほとんどしていません。

事件の一年後の二〇〇二年九月十二日、被害者家族の一行はニューヨークで小泉純一郎元総理と面会しましたが、その一人で一人息子の敦さんを失った白鳥晴弘さんは、小泉元総理に以下のように直訴しました。

日本政府は知りませんよという態度を取っているように思えてならない、補償をしてくれというのではなく、何が起ったのか、どういう状況なのかという情報の集約と公開、そして最低限の通訳やガイドなど、私たち被害者に対応していただきたい。

これに対して歴代総理が白鳥さんたちに何もこたえていないという事実を官房長官はどう認識されますか。また、日本政府として御遺族のこうした訴えにこたえるつもりがあるか、お答えいただきたい。

また、遺族の一人は、外務省に対してアメリカ政府や関係機関と連絡を取って対応してほしい、被害者に対する補償金に対して所得税が課税される、アメリカでは全額控除されている、日本でも控除する対策を講じてほしいとお願ひしましたが、補償交渉に対しては何ら支援もアドバイスもないと述べています。実際に、日本政府が被害者の家族を集めて状況を説明する会合は一度も開かれていません。政府からは時折、各家族にアメリカの各官庁や州政府が作成した分厚い英文の文書、保険や補償に関する重要書類などが何の日本

語による説明もなく送り付けられております。そして、日本赤十字から限られた渡航費支援があつたものの、日本政府からはその後の度々の渡航費や宿泊費などの支援も一切されていないとのことです。御家族のこうした要望に誠実にこたえるのがテロとの戦いの第一歩と考えますが、こうした要望への対応について外務大臣からお答えいただきたい。

二〇〇四年に成立した犯罪被害者等基本法では、海外での犯罪被害者も区別することなくその対象となっており、犯罪被害者給付金制度の充実を求めています。本年四月十五日、犯罪被害者給付金等に関する法律が改定され、交通事故被害者並みの給付となりました。しかし、依然として海外における被害者は対象外になっています。フランスは全世界を対象とし、イギリスでもEU諸国が対象になっています。

アメリカでは九・一一を契機に、国際テロ被害者費用補償制度を設立しました。これにより、国外でテロの被害に遭った米国民は、死亡補償金、医療費、対物損害、葬儀埋葬代、精神面のケアなどの補償が受けられるのです。日本においても早急にこうしたテロ被害者を救済する制度を創設すべきです。政府の決断を求めますが、官房長官、いかがでしょうか。

また、アメリカ航空事故調査委員会は、米国人遺族に対しては事故の内容についての報告義務があると認識しています。四月の外交防衛委員会でも木村副大臣は、事故の原因について説明を受けたという日本人遺族からの要望はないと答弁していますが、私がお会いした家族の皆さんは是非希望したいと言っておりです。そもそも、そうした仕組みがあるということをお家族に対して紹介するのが日本政府の責任ではないでしょうか。今からでも調査委員会にそうした申入れを行う意思があるのかどうか、外務大臣の見解を伺いたい。

官房長官、本年六月十一日に米国下院で以下の決議案が可決され、司法委員会に付託されたこと

を御存じですか。第二条、侵略戦争を不正に正当化するため、イラクが安全保障上の脅威であると誤った宣伝を行い、二〇〇一年九月十一日の攻撃を、不正に、組織的に、犯罪的な意図を持って利用したこと。第三条、戦争のための間違った論拠を捏造し、イラクが大量破壊兵器を所有したと米国民と国会議員をミスリードして信じ込ませたこと。第八条、国連憲章を侵して主権国家イラクを侵略したこと。第三十三条、九・一一以前に寄せられた、テロリストが米国の攻撃を計画しているというハイレベル情報の警告を度々無視し、その対応に失敗したこと。第三十五条、二〇〇一年九月十一日の攻撃に関する調査を妨害したこと。

長官、これはブッシュ米大統領に対する弾劾決議案の条文の一部なのです。民主党のクシニツチ議員の提案によるもので、ロン・ポール元大統領候補など二十四人の共和党議員を含む二百五十一人が賛成し、百五十六人が反対とする百票ほどの大差となりました。任期中に本会議でこの決議が通ることにはないようではありますが、アメリカ内部から地殻変動が起きているのです。ブッシュ政権で国防長官を務めたパウエル長官がオバマ大統領候補への支援を決めたこともその流れと思われる。ブッシュ大統領の戦争の政治が終えんを迎えていると思います。また、今後アメリカに対して大きな転換を求める流れが世界中から沸き上がる兆候を感じます。こうした流れに対する官房長官の所感を伺います。

九・一一テロで亡くなった私の高校の後輩、小川卓さんの父親小川繁さんは、テロリストの背後にある民衆のすさまじい怨念を想像してほしい、その怨念をどうしたらなくせるか多くの人々に考えてほしいと述べ、自衛隊のイラク派遣に反対を表明されました。家族の皆さんは、拉致問題では政治家が動いたが、九・一一に関してはだれも全く動いていない、拉致家族は忘れられないが、九・一一被害者家族は無視されているとの強い思いをお持ちです。テロの温床を根絶することこ

そ、テロの犠牲となった自分たちの肉親が浮かばれると御家族は考えておられます。これらの御家族やアフガニスタンの無実の市民が真に望む政策の実現を強く訴えてまいります。

官僚答弁ではなく、御自分の言葉でお答えいただくことを三人の大臣にお願いをいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣河村建夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(河村建夫君) 藤田議員の御質問にお答えいたします。

まず、米国による北朝鮮のテロ支援国家指定解除についてはお尋ねがありました。米国は従来より、北朝鮮が検証措置に関し十分な協力を示した場合には、北朝鮮のテロ支援国家指定を解除するとの立場を明らかにしてまいりました。

我が国といたしましては、六者会合の目標である朝鮮半島の非核化のためには、実効的な検証の具体的枠組みの構築は極めて重要であると考えており、米国が一連の検証措置を北朝鮮に受け入れさせるための手段としてテロ支援国家指定解除を効果的に利用することが肝要と考えてきました。

このような問題意識から、我が国は米国との間で相当緊密に協議を行ってきた経緯があります。米国は、そのような日米間の協議を踏まえながら北朝鮮との協議を行った結果、未申告施設への訪問、サンプル採取などを含む検証措置についての合意が得られたことを受け、現在停滞している六者会合のプロセスを再度動かすことが重要であるとの判断から、北朝鮮のテロ支援国家解除を行ったものと理解をしております。

我が国としては、米朝間の合意を基礎とし、早期に六者間で検証の具体的枠組みに関する文書を採択することが重要と考えており、米国を始めとする関係国と連携し、取り組んでいく考えであります。

次に、米国を始めとする国際社会のテロとの闘いにおける自衛隊による貢献についてお尋ねがあります。

りました。

テロとの闘いは国際社会の最重要課題の一つであり、その一翼を担って我が国が行っている補給支援活動は、我が国の国益を懸け、我が国自身のためにしてきた活動であります。インド洋における海上阻止活動は、テロリストや武器及び麻薬の移動の抑止、防止を通じてテロリストの行動の自由による大きな制約を与えるという意味で、テロとの闘いに大きな役割を果たしております。

我が国が行っている補給支援活動は、この海上阻止活動の重要な基盤となっており、テロとの闘いにおける国際的な連帯において重要な役割を果たしてきており、国際的にも高い評価を得ております。

政府としては、我が国が国際社会の中でその国力にふさわしい責任を自覚し、国際的に信頼される国家を目指し、世界平和に貢献する外交を展開してまいります。

イラクやアフガニスタンにおける各国軍隊の活動と日本の国益に関するお尋ねがありました。

アフガニスタンやイラクにおける現在の各国軍隊の活動は、アフガニスタンのISAFのマンデートに関する安保理決議第一八三三号や、イラク多国籍軍のマンデートに関する安保理決議一七九〇号を始めとする累次の安保理決議を踏まえて実施されておるものであります。無論、一般市民の被害を最小限にすべきことは当然であり、米国等各国もこの点を最大限考慮して活動を行っているものと承知をいたしております。

例えば、アフガニスタンにおいては、カルザイ大統領が、米国等がアフガニスタンの領域内に実施している活動に関し、一般市民に被害が及ばないよう要請したことを踏まえ、現在、アフガニスタンと関係国との間で被害を回避するための方策について議論が行われていることを承知いたしております。

いずれにせよ、テロとの闘いは依然継続しており、多くの国が尊い犠牲を出しながらもアフガニ

スタンでのテロ対策への取組を強化している中で、我が国としても、国際社会の一員として引き続きテロとの闘いの一翼を担うために、補給支援活動を継続することが是非とも必要であります。アメリカの良き友人としての日本の責務についてお尋ねがありました。

アフガニスタン及びイラクの安定と復興のために、米国を始めとする多数の国々が、多くの犠牲や負担を伴う治安・テロ対策と人道復興支援に引き続き全力で取り組んでいます。イラクの治安情勢が改善傾向にある中で、アフガニスタンの安定、復興は道半ばであり、息の長い取組が必要であります。

我が国は、国際社会の責任ある一員として、米国を始めとする国際社会と緊密に協力し、イラク、アフガニスタン両国の努力を粘り強く支援していく所存であります。

次に、インド洋における海上阻止活動の成果と九・一一テロ攻撃の関連についてのお尋ねがありました。

不朽の自由作戦、すなわちOEFの下で行われている活動は、九・一一のテロ攻撃によってもたらされている脅威を除去するための活動であると承知をいたしております。

その上で、インド洋における海上阻止活動がOEFの一環であることについては、本年九月二十二日に採択された国連安保理決議第一八三三号でも、アフガニスタンにおけるテロとの闘いの枠内で実施される海上阻止活動の要素を含むOEF連合と記述されているとおり、関係国の共通の認識があります。政府が示している成果は、このような海上阻止活動の成果として関係国が公表したものであります。

次に、我が国が補給した各国の艦船名の公表についてのお尋ねがありました。

各国は、個々の作戦の円滑な遂行や作戦参加者の安全を確保するとの理由で、作戦の詳細までは原則として公表していないために、我が国として

は、当該国が差し支えないと判断した場合を除いて公表しない方針であります。

他方、御指摘の補給相手国艦船名については、今般の国会における関心も高く、衆議院における議論も踏まえて、その公表について現在各国政府へ問い合わせを行っております。その結果を踏まえて適切に対応したいと考えております。

海賊対策についてのお尋ねがありました。海上交通の安全確保は、我が国の繁栄と発展に不可欠であり、特に海賊への対処は国際社会が一致して対応すべき重要な課題と考えます。

政府としては、総合海洋政策本部の下、関係府省が、自衛隊の活用を含めた海賊対策の在り方について、法制面の整備を含め所要の検討を進めております。

アフガニスタンに対する我が国の支援に関し、在日米軍基地が果たしている役割を踏まえ米国に反論すべきとの御指摘がございました。

アフガニスタン情勢に関し、日米間では常日ごろから緊密な意見交換を行っておりますが、米国は、我が国がどのように支援を行うかについては我が国自身が決定する問題であるとの立場を一貫して取っております。

補給支援活動は、テロとの闘いの一翼を担い、我が国の国益を懸け我が国自身のためにしてきた活動であります。我が国がこの活動から手を引く選択はあり得ません。その上で、アフガニスタンの平和と復興のためにいかなる協力を行うことができるのか、引き続き主体的に検討してまいります。

なお、日米安保条約に基づき我が国に駐留する米軍は、同条約第六条に基づき、あくまでも我が国及び極東の平和と安全の維持という目的達成のために我が国の施設・区域を使用することを認められているものであり、このことをもってアフガニスタンに関する我が国の貢献について米国に反論するような性格のものであるとは考えておりません。

アフガニスタン戦争、イラク戦争に特化した出撃と後方支援の中核を担っている在日米軍の実態を情報公開すべきとの御指摘がありました。

日米安保条約に基づき我が国に駐留する米軍は、同条約の第六条に基づき、あくまでも我が国及び極東の平和と安全の維持という目的のために我が国に駐留しているものであり、在日米軍がアフガニスタンやイラクへの出撃と後方支援の中核を担っているという指摘は当たりません。

テロとの闘いについてお尋ねがありました。日本政府としては、九・一一同時多発テロ事件以降、様々なレベルで米政府の関係機関に対し、事件関連情報や各政府機関の対応につき照会し、情報交換を行ってまいりました。

我が国は、このように入手した非公開情報や外国政府等が作成した報告書等の公開情報を総合的に勘案して、九・一一テロ事件はタリバンにより支援された国際テロ組織アルカイダによって実行されたものと判断しております。

テロはいかなる理由をもってしても正当化できず、断固として非難されるべきものであります。また、テロは我が国の平和と繁栄がよって立つところの自由で開かれた社会に対する挑戦であり、国際社会が一致結束して取り組むべき問題であります。我が国としては、テロとの闘いを我が国及び国民の安全確保に直接かかわる問題と認識した上で、国際社会と連携してこれに取り組んでいく考えであります。

次に、米国における同時多発テロ事件の捜査に関するお尋ねがございました。

この事件は、御指摘の国外犯規定に関する平成十五年の刑法改正が行われる前に発生したものであり、当該規定を適用しての捜査を行うことはできないものと承知をいたしております。

九・一一同時多発テロ事件の実行犯についてのFBIのホームページに掲載された最重要指名手配者としてのビンラーデンの容疑について、

九・一一同時多発テロ事件への言及がないことは承知をいたしております。しかしながら、二〇〇二年二月六日、米国連邦捜査局、FBIは、議会証言において九・一一同時多発テロ事件をアルカイダ及びビンラーデンとリンクさせる証拠は明確であり反証不能である旨述べたと承知をいたしております。

我が国としては、各種情報を総合的に判断して九・一一同時多発テロ事件はアルカイダにより実行されたものと判断しており、この点につき現時点で改めて米政府に事実関係をたずさすることは考えておりません。

いずれにしても、我が国は国際社会によるテロとの闘いの一翼を担い、国際社会の連帯において責任を果たしていくとの決意であります。補給支援活動は我が国の国益を懸け、我が国自身のためにしてきた活動であり、補給支援特措法の延長は是非とも必要であります。

米国同時多発テロ事件の被害者御遺族への対応についてのお尋ねがありました。

政府としても、事件直後から御家族の御意向も踏まえつつ、御遺体の確認、米政府が支給する補償金の請求手続や補償金の非課税に関する情報提供等、御遺族に対して種々の支援や情報提供を誠実に行ってまいりました。今後とも、御遺族から御要望があれば、可能な限り御遺族の支援に当たってまいりたいと考えております。

日本でも早急に海外でのテロ被害者を救済する制度を創設すべきとの御指摘がございました。

犯罪被害者等基本計画に基づく検討会において、テロ事件の被害者について、一般の犯罪被害者等とは別に特段の救済策を取ることをあらかじめ包括的に定めることは困難であると提言をされております。海外でのテロ被害者については、無差別大量の死傷者が生じた場合等に当該テロ事件を指定した特別措置法を迅速に制定することなどの対応が考えられますが、具体的事案に応じた必要な救済措置が検討されるべきものと考えます。

ブッシュ大統領に対する弾劾決議案に対するお尋ねがありました。

本年六月十一日、米下院会議においてブッシュ大統領を弾劾する決議案を下院司法委員会に付託する動議が可決されたことは承知しておりますが、同決議案が下院で可決された事実はありません。

今後の米国外交、アメリカ外交に対するお尋ねがありました。

イラク及びアフガニスタンについては、米国大統領選挙において活発な議論が行われていると承知をしております。これら両国に対しては、米国の始めとする多数の国々が多くの犠牲や負担を伴う治安・テロ対策と人道復興支援に引き続き全力で取り組んでいます。特に、アフガニスタンにおけるテロとの闘いは正念場であり、多くの国が尊い犠牲を出しながらもテロ対策への取組を強化していること承知をしております。

我が国は、国際社会の責任ある一員として、米国の始めとする国際社会と密接に協力し、イラク、アフガニスタン両国の努力を粘り強く支援していく考えであります。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣(中曽根弘文君) 米国の同時多発テロ事件の被害者の御遺族への対応についてのお尋ねがございました。〕

政府といたしましては、事件直後から米政府が支給いたします補償金の請求手続や補償金の非課税化に関する情報提供等、御遺族に対して種々の支援や情報提供等、御要望を踏まえた支援を行ってまいりました。今後とも可能な限り御遺族の支援に当たってまいりたいと考えております。

次に、米国家運輸安全委員会への申入れに関するお尋ねでございますが、米国同時多発テロ事件に伴うハイジャック事件につきましては、同委員会が説明を行うべき事故に含まれるか否か必ず

しも明確ではございません。これまでも御遺族に對しまして様々な情報の提供を行つてきておりますが、今後具体的な御要望があれば、政府として何が出来るか検討したいと考えております。

次に、六者会合での経済・エネルギー支援についてのお尋ねでございますが、これは質問通告のない突然のお尋ねでございます。

そのような報道がありましたことは承知をしておりますが、我が国といたしましては、拉致問題を含む日朝関係で進展があれば、経済・エネルギー支援に参加する用意があるとの立場に変わりはございません。他方、御指摘の点につきましては承知をしております。また、何ら決定もされておられません。

いずれにいたしましても、経済・エネルギー支援につきましては、引き続き六者会合の枠組みの中で議論されることになっております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣浜田靖一君登壇、拍手〕

○国務大臣〔浜田靖一君 藤田議員にお答えいたします。〕

給油量が減少した理由、給油等のニーズについてお尋ねがありました。

自衛隊による補給支援活動にかかわる給油量が旧テロ対策特措法の下で活動を開始した当初と比較して減少している理由は、補給対象となる艦船が中小規模のものとなっていることなどによるものでございます。

他方、海上自衛隊の補給支援活動は、インド洋におけるテロリストや武器、麻薬等の海上移動を阻止、抑止する海上阻止活動の重要な基盤として定着し、各国から高い評価を得ております。海上自衛隊による高い技術と能力を通じた給油活動は、海上阻止活動の作戦効率の向上に大きく寄与するものとして、引き続き各国からのニーズがあるものと認識をしているところでございます。(拍手)

○議長〔江田五月君〕 浅野勝人君。

〔浅野勝人君登壇、拍手〕

○浅野勝人君 私、自由民主党を代表して、補給支援特措法の改正案について質問いたします。

海上自衛隊がインド洋で給油支援活動を始めたのは、二千九百七十三人の命が一瞬に奪われたニューヨークでの自爆テロがきっかけでした。あの事件以来、自由と民主主義、人権を尊重する共通の価値観を持つ世界の国々が一斉にテロとの闘いに加わりました。忘れてはならないのは、あの惨事で二十四人の日本人の方々が犠牲になられた事実です。テロとの闘いは、私たち日本人自身が取り組むべき最も重要な使命であります。世界各国がテロの制圧に向けて一層の努力をしている中で、日本だけがテロとの闘いから逃げ出すのは、国際貢献を最も大切にする国の選択にはありません。あえて申し上げれば、憲法の制約に従って安全な海域で実施している給油活動さえやめてしまったら、国際社会での信頼を大きく損ないます。

民主党の小沢代表は、私が政権を取って外交・安保政策を決定する立場になれば、国連の決議を条件にISAFへ自衛隊を参加させるという論旨を主張しておいででございます。ちなみに、ISAFとはアフガニスタン本土に展開されている国際治安支援部隊のことで、武装したテロリストの掃討作戦をしています。

一方でアフガンでの武力行使も辞さないと言いつながら、他方、安全な海域での給油活動を集団的自衛権の行使に当たるから駄目だというのはどういふことでしょうか。何とも合点がいきません。政府の方針との大きな食い違いを官房長官はどのように受け止めておいででしょうか。

もし、代表個人の見解だとおっしゃるのであれば、民主党の考え方を法案に基づいてひもときます。

アフガニスタンの領域内で自衛隊が参加できる人道復興支援活動は、抗争停止合意が成立してい

て住民にとって安全な地域に限られると規定されています。アフガン本土にこんな地域は存在しないことを民主党自身も認めており、海上の活動も駄目だということです。現状では何もできない、何もしないということになります。

今、アフガンに軍隊を派遣している国は四十か国あります。シンガポールやルクセンブルクのように国土の狭い小さな国、NATOにも加盟していないフィンランドまで加わっています。

中部ヨーロッパに、私が友好議員連盟の会長をしているスロバキアという国があります。人口、面積とも愛知県と同じぐらいの小ぶりな共和国です。スロバキアは、二〇〇三年から去年二月までイラクに工兵隊を延べ百九十五人送り、犠牲者を四人出しました。アフガニスタンにも国連とNATOから要請されて軍隊を百二十一人派遣しております。近く二百四十六人に増やすことにしています。

が、おとし、兵士を一人亡くしました。これらの国々は、無差別に何の罪もない人々を殺傷するテロを憎み、タリバンの庇護の下でアルカイダを訓練する温床となってきたアフガンからテロリストを追放してアフガンの平和と世界の安寧を願うからこそ、千人の犠牲に耐えて前途ある兵士をなお送り続けているに違いありません。

それでも、日本が安全な後方支援をすることさえ駄目でしょうか。野党各党、なかなか参議院で第一党の地位を占める民主党の諸兄に対し世界の常識に沿った判断を求めるとともに、改めて政府に不退転の決意を確認しておきます。

何とも残念な事件が発覚いたしました。到底訓練とは言えない集団暴行まがいのことが海上自衛隊で行われていたことを知り、言葉を失いました。両親を安心させたいと言って入隊した若者が犠牲になりました。御両親、御家族に心からのおわびを申し上げます。同時に、ぶつけどころのない怒りが込み上げてまいります。

一体、防衛省はシビリアンコントロールを何と心得ているのでしょうか。防衛省がシビリアンコ

ントロールを十分機能させることが健全な自衛隊を維持、育成する根幹であるにもかかわらず、その認識が甚だ頼りない。シビリアンコントロールを重視する姿勢に欠けていたのでは、通常の訓練中の事故と述べ、事の重大さから逃げることはか考えていない海上自衛隊に注意を促すことさえできないではありませんか。

かつて、イラク戦争が起きた年の夏、バグダードからの帰途、オマーン湾の沖合で灼熱の中の給油活動を見てまいりました。この議場で議席を共にする山谷えり子議員も御一緒でした。波高い外洋で移動しながら艦船から艦船へ給油する技能は、並の技量ではありません。練度の高さを誇る海軍を持つ世界有数の国々から敬意を込めて感謝されるのは、油をただでもらえる有り難さだけではありません。しかも、これまで事故もなく乗り切ってきた力量は素直に称賛に値します。

これほど優れた同じ海上自衛隊の現場で、ゆがんだ精神教育のしきたりを正す勇氣に欠け、その上、防衛省のシビリアンコントロールの意識が薄いとしたり、防衛大臣に一層強いリーダーシップを求める以外ありません。浜田大臣の認識を問います。

北朝鮮の拉致はテロリズムそのものです。麻生外務大臣の下の大副大臣として、会う要人ごとに、拉致は国家の主権を踏みにじった国際犯罪で、それぞれが抱えている人権問題とは本質的に異なるテロだと訴え続けたものでした。カンボジアのフン・セン首相は、大激論の末、国連で棄権していた日本提出の北朝鮮の人権を非難する決議案に賛成する決断をしてくれました。バハレーンの副首相兼外相は宣戦布告に値すると述べて、協力してくれることになりました。ほかにも例は幾らもあります。

ブッシュ政権の北朝鮮に対するテロ支援国家の指定解除は、日本との同盟関係をないがしろにしていると思われるだけでなく、拉致問題を国際的な連携の中で解決する必要を認識してくれた国々

に不信感を与えました。

一体、北朝鮮は核をどれだけ、どこに持っているのか。世界が懸念している濃縮ウラン計画の実態はどうなのか。アメリカが合意したという一連の検証措置によって解明できる保証はあるのか、率直のところ疑問に思えてなりません。

そもそも、寧辺の核施設のデイスエイブルメントを中断するという脅しにも似た北朝鮮の言動が指定解除を急がせたとしたら、無理が通って道理が引く込む結果と指摘されても反論できないでしょう。外務大臣はどんな考えをお持ちでしょうか。

安保政策は世界中相互にリンクしています。日本が南西アジアの海上でテロの温床を撲滅するためできる限りの協力をしていること、北東アジアで国家の威信を懸けて取り組む国際犯罪の解決に協力を求めることは、平和の実現を目指す安保政策の共通項です。

思いの一端を申し添えて、以上、政府の見解をただし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣河村建夫君登壇、拍手)

○国務大臣(河村建夫君) 浅野議員の御質問にお答えいたします。

まず、テロとの闘いに臨む我が国の姿勢に係る政府の方針に関し、民主党の立場との比較との観点からお尋ねがございました。

まず、政府としては、従来から、国連安保理決議に基づく措置であっても、憲法第九条によって禁じられている武力の行使に当たる行為を我が国が行うことは許されないと考えております。

他方、海上自衛隊による補給支援活動については、明らかに武力の行使を含む武力の行使には当たらないため、国家による武力の行使についての概念である集団的自衛権の行使といった問題は生じません。加えて、この補給支援活動は、それ自体武力の行使に当たらず、また、我が国の活動の地域が非戦闘地域であること等の法律上の枠組みが設定されているために、憲法第九条に違反する

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

ことではないと考えております。民主党の小沢代表の考えが、安保理決議があれば日本は現行憲法のままで武力行使もできるとする一方、安保理決議がなければ海上自衛隊による補給支援活動といったそもそも武力行使ではない活動であっても集団的自衛権の行使に当たり違憲であるというのであれば、明らかに均衡を失っており、かつ、さきに述べた政府の立場とは相入れず、到底同調できるものではありません。

次に、補給支援活動の継続に向けての決意についてお尋ねがありました。補給支援活動は継続が是非とも必要です。我が国の国益を懸け、我が国自身のためにしてきた活動であり、国際社会におけるテロとの闘いは依然として継続しています。そのために、様々な努力の中核は、アフガニスタンと再びテロの温床となしなため、アフガニスタンに軍隊を派遣しており、既に約千名の犠牲者を出しながらも、多くの国が忍耐強く活動を続けています。

海上自衛隊の補給支援活動は、インド洋におけるテロリストや武器、麻薬等の海上移動を阻止、抑止する海上阻止活動の重要な基盤として定着し、アフガニスタンを含め各国から高い評価を得ています。この補給支援活動は、結果として、我が国の生存と繁栄にとって重要な輸送路であるインド洋の海上交通の安全にも貢献をしております。

以上のような状況を考えれば、補給支援活動を継続する必要性は依然として高いものと判断されます。この活動から手を引く選択肢はありません。

以上であります。(拍手)

(国務大臣浜田靖一君登壇、拍手)

○国務大臣(浜田靖一君) 浅野議員にお答えいたします。海上自衛隊で発生した事案についてお尋ねがありました。本事案により隊員が亡くなられたことは誠に遺憾であり、御遺族の気持ちを考えますと大変申し訳なく思います。亡くなられた隊員の御冥福をお祈りし、御遺族にはお悔やみを申し上げます。防衛大臣として改めて厳正な規律を徹底するとともに、事案の原因をしっかりと究明し、必要な再発防止策を講ずることにより、国民の信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

よろしくお願いいたします。(拍手)

(国務大臣中曾根弘文君登壇、拍手)

○国務大臣(中曾根弘文君) 浅野議員の質問にお答えをいたします。米国による北朝鮮のテロ支援国家指定解除についてのお尋ねでございますが、米国は、従来より、北朝鮮が検証措置に関し十分な協力を示した場合には北朝鮮のテロ支援国家指定を解除するとの立場を明らかにしてきました。

我が国といたしましては、六者会合の目標であります朝鮮半島の非核化のためには実効的な検証の具体的枠組みの構築が極めて重要と考えておりまして、米国が一連の検証措置を北朝鮮に受け入れさせるための手段としてテロ支援国家指定解除を効果的に利用することが肝要と考えてきました。

このような問題意識から、我が国は米国との間で相当緊密に協議を行ってきた経緯がございます。米国は、そのような日米間の協議も踏まえながら北朝鮮側と協議を行いました結果、未申告施設への訪問やサンプル採取などを含む検証措置についての合意が得られたことを受けて、現在停滞している六者会合プロセスを再度動かすことが重要であるとの判断から、北朝鮮のテロ支援国家指定解除を行ったものと理解をしております。

我が国といたしましては、この米朝間の合意を基礎とし、早期に六者間で検証の具体的枠組みに關する文書を採択することが重要と考えておりまして、米国を始めとする関係国と連携し取り組んでいくと考えてございます。(拍手)

○議長(江田五月君) 浜田昌良君。

(浜田昌良君登壇、拍手)

○浜田昌良君 公明党の浜田昌良でございます。ただいま議題となりましたいわゆる補給支援延長法案につきまして、公明党を代表して質問をさせていただきます。

東西冷戦が終わって二十年、国際社会は平和を勝ち得たでしょうか。皮肉にも逆に地域紛争やテロ活動が頻発しています。中でも、九・一一同時多発テロ、日本人も米英に次ぐ二十四名の犠牲者を出し、卑劣な国際テロの影が確実に我が国にも及び寄っている事実を突き付けました。テロとの闘いはもはや国際社会の最重要課題であります。

一方、我が公明党は、行動する平和主義を掲げております。平和は、平和平和と叫んでいるだけでは得られるものではありません。

特に国際テロに対しては、地球全体の視野に立ったシームレスな包囲網をつくることを通じてしか平和を勝ち得ることはできません。我が国について言えば、現実を直視し、国際社会との共同作業に対し、憲法の範囲でできる限りの参画を通じてしか勝ち得ないと考えております。一九九〇年のイラクのクウェート侵攻の際の日本の対応、九十億ドルの大金を出しながら、クウェートの感謝広告にはジャンパンの文字はありませんでした。

国際テロ活動が活発化しつつある今こそ、行動する平和主義がますます重要となっていると考えますが、まず外務大臣の見解を求めます。

次に、アフガンへの国際社会の取組の現状について質問します。

九月から海上阻止活動に新たにデンマークが加じました。デンマーク、スウェーデン、ノルウェーといった北欧諸国は犠牲者を出しながらもアフガニスタンへの取組を強化しています。私は、先月の二十五日、ノルウェー大使館でのレセプションで、在日デンマーク大使のメルビン

氏に会いました。メルビン大使は昨年までアフガニスタンのカブールで大使として在勤されていた方です。そのメルビン大使に私は質問いたしました。なぜ、この時期に海上阻止活動に新たに参加するののか。答えは簡単でした。世界の平和のために必要だから。その場にいたノルウェー大使やスウェーデン大使も国際社会の一員として当然のことでありました。

このように平和主義を掲げる北欧諸国がアフガニスタンへの取組を増強する中で、我が国がインド洋から撤退するという選択肢はあるのでしょうか。外務大臣に我が国の対応について質問します。

次に、民主党が本延長法案に反対していることについて質問いたします。

本年一月十一日の参議院本会議、民主党議員による政府案に対する反対討論によれば、旧テロ特措法においては、日本の給油がイラクの多国籍軍に転用された疑惑があることを挙げています。また、本国会衆議院テロ特別委員会での民主党議員の答弁によれば、イラク戦争に使われたということになれば、これは自衛権というより武力の行使に当たるわけですから当然憲法違反になるとありました。

つまり、民主党が新補給支援法の延長に反対する大きな要因は、旧テロ特措法の時代にあった日本の給油がイラク作戦に転用されているとの疑惑が新法においても晴れていないというところにあると理解されます。

そこで、官房長官に質問いたします。

このような転用疑惑を払拭するために、旧テロ特措法と比べ、新補給支援法ではどのような制度的改善を行ったのか、答弁をお願いします。

また、本年二月からの給油実態について質問いたします。

旧テロ特措法による約六年間の給油の相手国は米国だけで八割でありました。しかし、新補給支援法では、パキスタン、フランス、カナダなどイ

ラク作戦に参加していない国々で逆に八割となつています。また、昨年、問題となった補給艦への補給については、旧テロ特措法時代には年平均十七・五回、四万四千五百キロリットルであるのに対し、新補給支援法ではたった一回で、相手国はフランス、かつその補給量は旧法時代の年間平均のたった一％であります。

そこで、防衛大臣に質問します。

このような新法と旧法の給油実態の変化により、イラク作戦等の他の部隊への給油疑惑の可能性は実務的にもゼロに近くなっていると考えますが、見解、いかがでしょうか。

最後に、世論調査結果をどう受け止めるかについて質問いたします。

さきに引用しました本年一月の民主党議員による反対討論によれば、昨年十二月の新聞五社の世論調査結果の平均を挙げ、給油活動に賛成が四一ポイント、反対が四五ポイントとして、政府は世論を無視するのとの発言がありました。

しかし、麻生政権発足以降の朝、毎、読、産経及びNHKの五社の世論調査の平均では、賛成が四一％、反対が三八％と、むしろ給油活動延長を支持する声が上がっているのです。

このような世論の推移を受け、本法案の延長をどのような決意で行うのか、官房長官に力強い答弁を求め、私の代表質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣河村建夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(河村建夫君) 浜田議員の御質問にお答えいたします。

まず、補給支援特措法における転用防止措置についてのお尋ねがありました。

補給支援特措法に基づく補給対象となるには、当該艦船がテロ対策海上阻止活動に係る任務に従事し、補給がその活動の円滑かつ効果的な実施に資すると認められることが必要であります。

このためにも、旧テロ特措法時における交換公文に比し、補給支援特措法施行後の我が国と補給支援の対象国との間の交換公文では、補給支援特

措法の目的が新たに明記されております。また、新たに協議事項を設け、我が国が補給した燃料等の適正な使用についても必要に応じて協議することになっております。

さらに、バーレーンに所在する司令部において、海上自衛隊の連絡官が、補給支援特措法の下では、新たに補給の都度確認する作業において、補給日時、補給対象艦の名称、配属部隊、補給量や今後の活動予定について定型化されたフォーマットへの記入、記録を行うことによつて、これまで行われてきた確認作業を文書の形で行うことにしております。

したがって、補給支援特措法に従つて諸外国に補給される艦船用燃料等は、同法の趣旨に沿つて適切に使用されているものと認識しております。

次に、補給支援特措法延長の決意についてお尋ねがありました。

国際社会におけるテロとの闘いは依然として継続しています。そのための様々な努力の中核は、アフガニスタンを再びテロの温床にしないための取組であります。四十か国以上がアフガニスタンに軍隊を派遣しており、既に約千名の犠牲者を出しながらも多くの国が忍耐強く活動を続けております。

海上自衛隊の支援活動は、インド洋におけるテロリストや武器、麻薬等の海上移動を阻止、抑止する海上阻止活動の重要な基盤として定着し、アフガニスタンを含め各国から高い評価を得ています。

また、この補給支援活動は、結果として、我が国の生存と繁栄にとつて重要な輸送路であるインド洋の海上交通の安全にも貢献をしております。

補給支援活動を継続する必要性は、先ほど申し上げたとおり、依然として高いものと判断されます。国際社会におけるテロとの闘いの一翼を担い、国際社会の連帯において責任を果たしていくことが必要であり、補給支援活動から手を引く選択はあり得ないものと考えております。

なお、御指摘のような世論調査の状況も踏まえながら、一般国民の皆様への御理解を得られるように引き続き努力をしてみたいります。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣中曽根弘文君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曽根弘文君) 浜田議員の御質問にお答えをいたします。

世界平和への貢献についてのお尋ねでございますが、国際テロとの闘いの重要性が増大する中、我が国による具体的取組に当たりましては、我が国が憲法の範囲内で何が出来るか、他国や国際機関とどのような協力が可能かを十分検討することが必要でございます。その上で、国際社会における我が国の地位にふさわしい貢献を着実に実施していくことが重要と考えております。

次に、テロとの闘いは継続しておりまして、北欧諸国を含め、多くの国が尊い犠牲を出しながらもアフガニスタンへの取組を強化しております。

また、補給対象であります海上阻止活動にデンマークが新たに加わつたことは御指摘のとおりであります。

海上自衛隊の補給支援活動は、インド洋におけるテロリストや武器、麻薬等の海上移動を阻止、抑止する海上阻止活動の重要な基盤として定着し、アフガニスタンを含め各国、国連から高い評価を得ています。

以上のような状況を踏まえれば、補給支援活動を継続する必要性は依然として高いものと判断されます。我が国といたしましては、引き続き国際社会によるテロとの闘いの一翼を担い、国際社会の連帯において責任を果たしていくことが必要と考えております。(拍手)

○国務大臣(浜田靖一君) 浜田議員にお答えいたします。

補給支援特措法に基づく補給に関し、イラク作戦等の他の部隊への給油の可能性についてお尋ねがありました。

旧テロ対策特措法に基づく活動当初と補給支援特措法に基づく活動の実績を比較すれば、米国の艦船に対する補給の割合は減少し、補給艦に対する補給も減少していることは御指摘のとおりでございます。

旧テロ対策特措法に基づき我が国が補給した燃料等は、同法の趣旨に沿って適切に使用されたものと認識しておりますし、また補給支援特措法に基づき補給した燃料等についても、補給の都度、所要の確認作業を行い、補給対象艦船がテロ対策海上阻止活動に係る任務に従事している艦船であることを確認しており、法の趣旨に従って適切に使用されているものと考えております。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十二分散会

出席者は左のとおり。

議長	江田 五月君
副議長	山東 昭子君
議員	山下 芳生君
	舟山 康江君
	紙 智子君
	大島九州男君
	仁比 聡平君
	青木 愛君
	加賀谷 健君
	大門実紀史君
	水岡 俊一君
	足立 信也君
	市田 忠義君
	岩本 司君
	山本 正光君
	中村 哲治君
	内藤 正光君

木俣 佳丈君	一川 保夫君
増子 輝彦君	羽田雄一郎君
高橋 千秋君	谷 博之君
田名部匡省君	山下八洲夫君
広中和歌子君	千葉 景子君
岡崎トミ子君	前田 武志君
佐藤 泰介君	柳田 稔君
北澤 俊美君	中谷 智司君
松浦 大悟君	平山 幸司君
梅村 聡君	友近 聡朗君
徳永 久志君	川合 孝典君
米長 晴信君	牧山ひろえ君
金子 恵美君	行田 邦子君
相原久美子君	藤原 良信君
大河原雅子君	谷岡 郁子君
田中 康夫君	武内 則男君
白 眞勲君	大久保 勉君
前川 清成君	島田智哉子君
尾立 源幸君	藤末 健三君
富岡由紀夫君	蓮 舫君
大石 尚子君	小林 正夫君
榛葉賀津也君	芝 博一君
柳澤 光美君	鈴木 陽悦君
神本美恵子君	藤原 正司君
山根 隆治君	小川 勝也君
池口 修次君	福山 哲郎君
平野 達男君	辻 泰弘君
円より子君	峰崎 直樹君
直嶋 正行君	長浜 博行君
西岡 武夫君	築瀬 進君
輿石 東君	平田 健二君
大石 正光君	工藤堅太郎君
吉川 沙織君	外山 斎君
川田 龍平君	松下 新平君
大江 康弘君	大久保潔重君
森田 高君	田中 直紀君
渡辺 秀央君	姫井由美子君
轟木 利治君	横峯 良郎君

亀井亜紀子君	中山 恭子君
林 久美子君	広田 一君
室井 邦彦君	川上 義博君
長谷川憲正君	荻原 健司君
島尻安伊子君	加藤 敏幸君
主濱 了君	松岡 徹君
津田弥太郎君	自見庄三郎君
木村 仁君	岸 宏二君
森 ゆうこ君	大塚 耕平君
松井 孝治君	鈴木 寛君
亀井 郁夫君	林 芳正君
山本 一太君	岩永 浩美君
高嶋 良充君	小川 敏夫君
郡司 彰君	櫻井 充君
藤井 孝男君	若林 正俊君
松田 岩夫君	松村 祥史君
野村 哲郎君	末松 信介君
中村 博彦君	岡田 直樹君
岸 信夫君	義家 弘介君
塚田 一郎君	古川 俊治君
丸川 珠代君	山田 俊男君
佐藤 信秋君	磯崎 陽輔君
石井みどり君	石井 準一君
西田 昌司君	関口 昌一君
山本 順三君	小池 正勝君
神取 忍君	中川 雅治君
二之湯 智君	小泉 昭男君
山谷えり子君	鶴保 庸介君
西島 英利君	椎名 一保君
秋元 司君	北川イツセイ君
水落 敏栄君	松山 政司君
岩城 光英君	衛藤 晟一君
脇 雅史君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	松村 龍二君
伊達 忠一君	吉田 博美君
青木 幹雄君	泉 信也君
吉村剛太郎君	尾辻 秀久君
山崎 正昭君	溝手 顕正君

国務大臣

矢野 哲朗君	南野知恵子君
谷合 正明君	山内 徳信君
森 まさこ君	西田 実仁君
山本 博司君	近藤 正道君
牧野たかお君	佐藤 正久君
鰐淵 洋子君	浜田 昌良君
又市 征治君	河合 常則君
田村耕太郎君	澤 雄二君
淵上 貞雄君	福島みずほ君
加治屋義人君	愛知 治郎君
岡田 広君	有村 治子君
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君
加藤 修一君	松 あきら君
橋本 聖子君	市川 一朗君
谷川 秀善君	浅野 勝人君
風間 昶君	荒木 清寛君
山下 栄一君	弘友 和夫君
中曽根弘文君	舩添 要一君
鴻池 祥肇君	加納 時男君
木庭健太郎君	白浜 一良君
草川 昭三君	山口那津男君
浜四津敏子君	

外務大臣	中曽根弘文君
防衛大臣	浜田 靖一君
国務大臣 (内閣官房長官)	河村 建夫君

議長報告事項
去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員	補欠
辞任	
石井みどり君	溝手 顕正君
佐藤 正久君	谷川 秀善君
山本 順三君	磯崎 陽輔君
山本 博司君	弘友 和夫君

外交防衛委員

辞任

補欠

谷川 秀善君

佐藤 正久君

厚生労働委員

辞任

補欠

溝手 顕正君

石井みどり君

弘友 和夫君

山本 博司君

国土交通委員

辞任

補欠

磯崎 陽輔君

山本 順三君

予算委員

辞任

補欠

大河原雅子君

櫻井 充君

大塚 耕平君

石井 一君

藤末 健三君

犬塚 直史君

蓮 舫君

福山 哲郎君

森 まさこ君

岩城 光英君

近藤 正道君

福島みずほ君

行政監視委員

辞任

補欠

岩城 光英君

森 まさこ君

福島みずほ君

近藤 正道君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

国家基本政策委員会

理事 山谷えり子君 (北川イツセイ君の補欠)

理事 協 雅史君 (協雅史君の補欠)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成二十年度一般会計補正予算(第一号)

平成二十年度特別会計補正予算(特第一号)

平成二十年度政府関係機関補正予算(機第一号)

平成二十年度政府関係機関補正予算(機第一号)

地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律案

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

平成二十年度一般会計補正予算(第一号)

平成二十年度特別会計補正予算(特第一号)

平成二十年度政府関係機関補正予算(機第一号)

平成二十年度政府関係機関補正予算(機第一号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律
去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

犬塚 直史君

浅尾慶一郎君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

いわゆる三浦事件における日本政府の対応に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第五七号)

一昨二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員

辞任

補欠

大久保 勉君

那谷屋正義君

川崎 稔君

青木 愛君

行田 邦子君

松野 信夫君

柳澤 光美君

川上 義博君

議院運営委員

辞任

補欠

青木 愛君

川崎 稔君

川上 義博君

柳澤 光美君

今野 東君

大塚 耕平君

那谷屋正義君

大久保 勉君

松野 信夫君

行田 邦子君

室井 邦彦君

富岡由紀夫君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

輸入米穀の検査に関する質問主意書(藤本祐司君提出)(第五八号)

年金記録問題の是正に係る再裁定処理の迅速化に関する質問主意書(小池晃君提出)(第五九号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

スマートインターチェンジの利用時間に関する質問主意書(姫井由美子君提出)(第五二二号)

三浦和義氏の共謀罪容疑等に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第五三三号)

日本政府が支援した研究開発成果の実用化に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第五四号)

メタボリック症候群健診に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第五五号)

小学校における英語活動等国際理解活動推進プランに関する質問主意書(前川清成君提出)(第五六号)

昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員

辞任

補欠

青木 愛君

川崎 稔君

川上 義博君

柳澤 光美君

那谷屋正義君

大久保 勉君

松野 信夫君

行田 邦子君

議院運営委員

辞任

補欠

大久保 勉君

那谷屋正義君

大塚 耕平君

今野 東君

川崎 稔君

青木 愛君

行田 邦子君

松野 信夫君

富岡由紀夫君

室井 邦彦君

柳澤 光美君

川上 義博君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第六号)

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第一号)

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第二号)

同日衆議院から、本院の送付した次の本院提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案(第百六十八回国会本院提出 衆議院継続審査)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三君提出リスクに備えた地域金融システムの強化に関する質問に対する答弁書(第四六号)

参議院議員藤末健三君提出中小企業融資の実態把握に関する質問に対する答弁書(第四七号)

参議院議員近藤正道君提出東京電力による柏崎刈羽原発周辺の敷地及び敷地近傍の地質・地質構造に関する補足説明の誤りと誤りに基づく政府の調査・審査のあり方に関する質問に対する答弁書(第四八号)

参議院議員大門実紀史君外一名提出ハツ場ダムの必要性の根拠に関する質問に対する答弁書(第四九号)

参議院議員前川清成君提出不動産登記制度に関する質問に対する答弁書(第五〇号)

参議院議員喜納昌吉君提出旧麻生鉱業の朝鮮人徴用に関する質問に対する答弁書(第五一号)

同日議長は、十五日のテオベン・グリラブリUPU(列国議会同盟)議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

リスクに備えた地域金融システムの強化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十月八日

参議院議長 江田 五月殿

藤末 健三

リスクに備えた地域金融システムの強化に関する質問主意書

サブプライムローン問題を震源とする金融不安は、戦後最大の世界的金融危機に発展し、米国だけでなく欧州をはじめ世界に飛び火している。金融不安は、個人消費など実体経済の減速を招き、サブプライムローン問題の連鎖が進んでいる。サブプライムローン問題の直撃を免れた日本も、世界的金融危機や世界経済減速、世界的株価下落からの二次災害、三次災害からは逃れられない状況となっている。こうした状況の中、日本の金融機関は、すでに昨年夏以降中小企業向け融資を圧縮しはじめ、今年夏以降ますます融資を絞り込んでいる。特にリーマン・ブラザーズの破綻の影響は地域銀行三十行で六百億円と言われ、百十行で推定すると二千億円を超える規模となると思われる。これを踏まえて以下質問する。

一 このような状況の中で世界的金融危機、世界経済減速、世界的株価下落の「津波」がさらに押し寄せると、自己資本が毀損した日本の地方の金融機関はますます貸し渋るおそれが出てくる。こうした事態に陥らないよう、日本の地方の金融機関の自己資本の充実は急務である。「津波」が押し寄せるリスクに備え、地方の金融機関に機動的に資本注入を行うシステムが不可欠であると考え、政府の見解を示されたい。

二 機動的に地方の金融機関に資本注入を行うシステムは金融機能強化法によって用意されていたが、今年四月以降、新たな資本注入は不可能になってしまっている状態である。世界経済が不透明感を増す中、リスクに備えた万全の体制を整えるのがまさに政治の責任であり、政治の責任を果たすため、金融機能強化法を改正し、平成二十三年三月までの資本注入を可能とするとともに、同法の使い勝手を改善し、必要に応じた迅速な資本注入を可能とすることが早

急に必要であると考え、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十年十月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出リスクに備えた地域金融システムの強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出リスクに備えた地域金融システムの強化に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

最近の内外の金融市場の状況を踏まえて、地域金融機関による中小企業金融の一層の円滑化を図るとともに、我が国の金融システムについて支障が生じることのないよう、的確な対応を図るための枠組みを整備することは有意義であると考えている。

このような観点から、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号)の活用のために必要な見直しについて、所要の作業を進めているところである。

中小企業融資の実態把握に関する質問主意書の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十月八日

参議院議長 江田 五月殿 藤末 健三

中小企業融資の実態把握に関する質問主意書

中川昭一金融担当大臣は十月五日のテレビ番組において「メガバンクが地方の中小企業から融資を一斉に引き揚げており、要は貸し渋りだ」と指

摘した上で、金融庁と中小企業庁とがチームを組んで全国を回り、中小企業融資の実態把握を急ぐ方針を示した。これは前の通常国会の経済産業委員会(六月三日)で私が提案したことであり、その実施は大いに歓迎する。

そこで、その実施について以下質問する。

一 現在政府や日銀の調査・統計を見てもある程度の規模以上の中小企業を対象としたものであり、商工会議所・商工会などに所属しない小規模企業の現状は十分には把握できていない。今回の連携した調査においては是非とも小規模企業の現状を把握すべきであると考え、政府の見解を示されたい。

二 私が知る範囲でも金融機関が「間接的な表現」で金融庁の検査に対応するために貸し出しができないという発言を聞くことがあり、金融機関において、中小企業検査マニュアルが遵守されているかを借り手である企業から確認をすべきであると考え、政府の見解を示されたい。

三 また、中川大臣は「金融機関のリスク回避を誘導するような金融監督行政では駄目だ」と指摘したが、同感である。今後とも金融庁と中小企業庁の連携による調査を継続すべきであると考えて、政府の見解を示されたい。

四 なお、今回の調査については至急実施し、現状の分析に基づいた対策を至急明示されたい。現在、わが国の中小企業は極度の経営環境の悪化に直面しており、中小企業の経営に安定を与える政策の早期実施が望まれるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十年十月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出中小企業融資の実態把握に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出中小企業融資の実態把握に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、商工会議所や商工会などに所属していない小規模企業も含め、できるだけ幅広く、多様な事業環境にある中小企業を「中小企業金融に関する意見交換会」(以下「今回の調査」という)の対象とすることとしている。

二について

金融庁としては、今回の調査において得られた結果も活用し、金融機関が「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」(平成十四年六月二十八日付け金融庁検査局長通達)の趣旨を踏まえ、融資先の赤字若しくは債務超過又は貸出条件の変更といった事実のみでなく経営、財務の特性等を十分に踏まえた上で融資判断及びリスク管理を行っているか、把握することとしている。

なお、借り手である中小企業に対して同マニュアルの趣旨を伝えるため、平成十九年十二月以降本年十月三日までに、全国各地で延べ三百四十回の説明会を実施し、約一万六千人の参加を得ている。

三について

中小企業金融の円滑化を図るに当たっては、きめ細かな実態把握を行った上で、その結果を踏まえた金融機関への適切な監督を推進していく必要がある。このような観点から、今後とも、金融庁と中小企業庁が連携して、中小企業金融の実態把握に取り組むこととしている。

四について

今回の調査は本年十月より実施しているが、得られた結果については、中小企業金融に関する制度や運用の改善に随時反映させていくことを考えている。政府としては、現下の厳しい経済情勢の下で中小企業の経営に安定を与えるため、原材料価格高騰対応等緊急保証制度の創設を始めとする九兆円規模の資金繰り対策を早期

に実施するとともに、金融機関や信用保証協会に対して中小企業金融の一層の円滑化に努めるよう要請することとしている。

東京電力による柏崎刈羽原発周辺の敷地及び敷地近傍の地質・地質構造に関する補足説明の誤りと誤りに基づく政府の調査・審査のあり方に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月八日

参議院議長 江田 五月殿
近藤 正道

東京電力による柏崎刈羽原発周辺の敷地及び敷地近傍の地質・地質構造に関する補足説明の誤りと誤りに基づく政府の調査・審査のあり方に関する質問主意書

東京電力(以下「東電」という。)は、二〇〇八年九月二四日開催の「総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会第一八回地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ(以下「合同WG」という。))において、「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所 敷地及び敷地近傍の地質・地質構造に関する補足説明(以下「補足説明」という。))を提出した。この補足説明は、地元住民の指摘に対して原子力安全・保安院(以下「保安院」という。))が東電に指示した追加調査の結果を報告したものと理解する。

東電は、後期更新世以降、敷地や敷地周辺の地殻構造運動は終息し、真殿坂断層は活動していないとする見解を示し、政府はその調査結果を了承してきた。これに対して、地元住民は、東電見解では説明できない露頭位置や標高の大きな誤りを指摘し、再調査と判断の変更を求めてきた。露頭位置を取り違えていたり、標高が大きく誤っている

たとして正しい判断はできないのではないかと補足説明は全部で七一頁にも及び、一読するだけでも、数々の誤りが見受けられる。

その誤りを指摘し、誤りが生じた原因は何か、東電説明を調査・審査する現行の政府の体制に問題がないかを問うべく、以下質問する。

一 位置の誤り

七頁に位置図、九頁にaからjの一〇地点の地元住民の指摘に対する東電見解の総括一覧表が露頭調査結果として付され、一〇頁に西元寺神社南(b)、一一頁に雪成神社西(c)露頭、一二頁に刈羽小丸山(j)が露頭写真とともに付されている。しかし、七頁の位置図ではcは雪成神社裏道角、dが雪成神社西であるので、一一頁の雪成神社西(c)露頭と矛盾する。

位置を誤れば、地殻構造運動や真殿坂断層の活動評価はできなくなり、合同WGの議論は誤った位置で判断していることになる。

1 政府は合同WGに東電が提出した補足説明の露頭位置に誤りがあることを承知しているか。承知しているならば、いつ知ったか。

2 政府は位置の誤りにどのように対処するか。

二 標高の誤り

敷地や敷地周辺の地殻構造運動や真殿坂断層の活動性を評価判断するには番神砂層下部水成層の正確な標高把握が必要である。

地元住民は、露頭は真殿坂断層を境に西側が高く東側が低いと具体的に指摘している。指摘された露頭で番神砂層下部水成層と上部風成層の境界を把握し、その境界の標高を測定しなければならぬ。仮に、番神砂層下部水成層の上限面の認定と標高の正確な把握がなされていないとすれば、保安院の東電への再調査指示が実施されなかったことになる。

一〇地点のうち、真殿坂断層の西側に位置する四露頭は数メートルから十数メートルも実際の

の値より低く表示されているので、一〇地点の露頭の番神砂層下部水成層の上限面の標高等はどのようにして決定したのかが問題となる。

1 根拠となる露頭のスケッチや写真は入手しているのか。

2 番神砂層下部水成層の上限面の認定を政府はどのようにして確認したのか。確認せず、東電の主張に従っただけなら、その理由は何か。

3 番神砂層下部水成層の上限面の標高等は、どのような測定器具を用いて測定したのか。

4 番神砂層下部水成層の上限面の標高の誤りについて、どのように対処するのか。

三 誤った情報に基づく解釈・判断について
位置を取り違えたり、標高が数メートルから十数メートルも違えば正確な評価判断はできないと考える。

東電の報告は露頭位置と番神砂層下部水成層の上限面の標高が著しく誤っていることを前記で指摘したが、政府の合同WGは東電の誤った調査報告で審議して評価判断している。

1 誤った露頭位置は訂正するか。訂正しないのであれば、その理由を明らかにされたい。

2 位置を誤っても地殻構造運動や真殿坂断層の活動性評価判断に影響しないのか。影響しないとするのであれば、その理由を明らかにされたい。

3 露頭の標高の誤りを訂正するか。訂正しないのであれば、その理由を明らかにされたい。

4 誤った標高でも、地殻構造運動や真殿坂断層の活動性評価判断に影響しないか。影響しないとするのであれば、その理由を明らかにされたい。

四 東電調査報告の作成過程について
地質地盤や地震に関する東電報告は、東電が調査コンサルタントに業務を発注し、コンサル

タントの報告の要点をとりまとめて合同WG等に提出していると思われる。

空中写真で明確に写っており、誰もが容易に確認できる崖崩れ地点の大塚山露頭や正福寺露頭、荒浜の青山稲荷西の長さ七〇メートル余りの亀裂を調査コンサルタントが見落とすとは考えがたい。また、番神砂層下部水成層の標高を調査コンサルタントが数メートルから十数メートルも誤ることは、常識では理解できない。

しかし、東電報告は、大きな崖崩れや亀裂の表示がなく、表示された標高が数メートルから十数メートルも誤っている。調査コンサルタントがこうした誤りを犯したのなら、それは調査コンサルタントの資質や適格性の問題であり、そのような調査コンサルタントを選任した東電の責任である。

また、東電報告について、調査コンサルタントの詳細報告を東電が集約する過程で故意の操作がなされて作成されているとすれば、東電の問題であり、改ざん偽装体質が改まっていけないこと、対外的に表明している再発防止策が有効でないことを示していることになる。

いづれにせよ、なぜ大きな亀裂や崖崩れが表示されなかったか、なぜ露頭の番神砂層下部水成層の標高を大きく誤ったのかを把握する必要はある。そのことなくして、東電の不正行為は防止できないと考える。

合同WGに提出された東電報告の誤りは、調査コンサルタント段階で生じたのか、東電の取りまとめ段階で生じたのかを、調査コンサルタントの報告書を検証して確認する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。確認が必要と判断するならば、その理由も併せて示されたい。

五 国の調査・審査の体制に関して
中越沖地震後の国の調査・審査は、運転再開を前提にして東電が行った調査報告の記載事項

に誤りがないものとして行われている。前記のように東電の調査報告は数々の誤りが見られるが、必ずしも国の調査・審査で誤りは発見・是正されているわけではない。

この事実、事業者の調査報告や申請を、検証することなく正しいものとして扱う、現在の国の調査・審査体制の欠陥を表し、その改善が必要なことを示すと考える。

政府は現行の調査・審査体制を改善する必要があると考えるか。考えない場合は、その理由を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十年十月二十一日
内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿
参議院議員近藤正道君提出東京電力による柏崎刈羽原発周辺の敷地及び敷地近傍の地質・地質構造に関する補足説明の誤りと誤りに基づく政府の調査・審査のあり方に関する質問に対する答弁書

参議院議員近藤正道君提出東京電力による柏崎刈羽原発周辺の敷地及び敷地近傍の地質・地質構造に関する補足説明の誤りと誤りに基づく政府の調査・審査のあり方に関する質問に対する答弁書

一について

総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ(以下「合同WG」という。)の第十八回会合において、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)から、番神砂層下部水成層の上限面等を確認するために東京電力が行った露頭調査の結果等について、資料「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所敷地及び敷地近傍の地質・地質構造に関する補足説明」(以下「補足説明」という。)を用いて説明

があったが、これを踏まえ、平成二十年十月二日に原子力安全・保安院が、補足説明に記載された露頭に係る現地調査を行った際、補足説明の九頁及び十一頁の記載に一部誤りがあることを確認した。

一の二について

補足説明の九頁及び十一頁の記載に一部誤りがあることについては、今後の合同WGにおいて、原子力安全・保安院からその事実を説明する予定である。

二の二について

原子力安全・保安院は、東京電力が調査した十地点の露頭の写真を、東京電力から入手している。

二の二及び三について

番神砂層下部水成層の上限面についての東京電力と地元住民の主張が異なっていることについては、補足説明及び原子力安全・保安院が行った現地調査を通じて確認しているものの、現時点で政府として同上限面の認定を行ったことの実態はない。今後、東京電力による同上限面の標高等の測定結果の妥当性を確認するとともに、必要に応じ、同上限面の標高等の測定を行うこととなる。

二の四について

番神砂層下部水成層の上限面の標高が、地震を引き起こす可能性のある地殻構造運動に伴う褶曲及び活断層の評価や真殿坂断層の活動性の評価にどのように影響するかも含め、真殿坂断層の活動性等について専門家の意見を聴きながら検討を行うこととなる。

三の二について

補足説明の九頁及び十一頁の記載に一部誤りがあることについては、今後の合同WGにおいて、原子力安全・保安院からその事実を説明する予定である。

三の二について

補足説明の九頁及び十一頁の記載に一部誤り

があるものの、東京電力が調査した露頭の位置自体に誤りがあったわけではないことから、地震を引き起こす可能性のある地殻構造運動に伴う褶曲及び活断層の評価や真殿坂断層の活動性の評価には影響しないと考えている。

三の三及び四について

番神砂層下部水成層の上限面の標高については、現在、検討しているところであり、引き続き、地震を引き起こす可能性のある地殻構造運動に伴う褶曲及び活断層の評価や真殿坂断層の活動性の評価にどのように影響するかも含め、専門家の意見を聴きながら検討を行うこととなる。

四について

現在、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成十八年九月十九日原子力安全委員会決定)に基づき、柏崎刈羽原子力発電所の敷地及び敷地周辺において耐震設計上考慮すべき活断層についての評価を行っているところであり、この評価を進めていく中で、東京電力から提出された資料に基づく検討だけでなく、必要に応じ、原子力安全・保安院による現地調査や、東京電力が実施した調査の元データの確認等を行うこととなる。

五について

新潟県中越沖地震後の柏崎刈羽原子力発電所の耐震安全性等に係る検討においては、専門家の意見を聴くとともに、必要に応じ、原子力安全・保安院による立入検査や現地調査のほか、東京電力が行った地震応答解析の結果の妥当性に関する独立行政法人原子力安全基盤機構による検証等を行ってきた。したがって、事業者の調査報告等を「検証することなく正しいものとして扱う」との御指摘には当たらないものと考えており、現行の調査・審査体制を直ちに改善する必要があるとは考えていない。

八ツ場ダムの必要性の根拠に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十月九日

大門実紀史

参議院議長 江田 五月殿

紙 智子

八ツ場ダムの必要性の根拠に関する質問主意書

利根川支流の吾妻川で建設が進んでいる八ツ場ダム建設事業は治水利水並びに環境面でその必要性に疑義が生じている。利水面では利根川流域の水道用水、工業用水が減少の一途をたどっており、治水面でも八ツ場ダムの治水効果がカスリン台風再来時にはゼロであることが明らかになった。さらに事業工期の延長は、地域住民の生活再建をいっそう困難なものにしている。国土交通省は八ツ場ダムの必要性の根拠として①費用便益比、②渇水の到来、③大洪水の到来をあげている。しかし、いずれも八ツ場ダム建設を前提とした過大なものであるとの指摘が国民各層からなされ、八ツ場ダム建設中止を求める住民訴訟の中心的な争点となっている。これら問題に合理的な根拠を示すことなくダム建設をすすめることは許されない。以下、合理的な根拠があるかどうかを検証するため質問を行う。

一 国土交通省関東地方整備局は、八ツ場ダムの完成年度を五年間延長し二〇一五年とした。八ツ場ダムの過大な水需要予測や洪水対策は根拠が不十分、ムダな公共事業の典型との指摘は日に日に強まっている。政府は、こうした国民の声に対してどう説明責任を果たそうとしているのか、見解を示されたい。

二 国土交通省関東地方整備局は、八ツ場ダム建設事業の費用便益比を二・九と公表し(二〇〇七年十二月二十一日)、洪水調節に係る便益については八千二百七十六億円としているが、便

益の算出方法を明らかにしてその妥当性を検証する必要がある。

1 便益の計算は年平均被害軽減期待額から求める。その際、洪水が発生したときの利根川の氾濫区域の計算が必要であるが、次の諸点を明らかにされたい。

(一) 利根川の氾濫区域の計算はどのような洪水を想定して行つたのか。八斗島等の各洪水基準点の想定流量(洪水の規模並びに想定した洪水のパターン)(何年洪水の再来の想定か)を明らかにされたい。

(二) 氾濫区域の計算に当たって、利根川流域をどのようなブロックに分けたのか。各ブロックの範囲を具体的に明らかにされたい。

(三) 氾濫すると判断した水位は、計画高水位か、堤防高か、あるいは別の想定なのか、明らかにされたい。

(四) ある地点で氾濫すれば、洪水水位は下がり、それより下流では氾濫しにくくなる。この点を考慮して氾濫計算を行つたのか。この点を考慮して計算を行つたならば、その具体的な計算方法を明らかにされたい。

(五) 利根川が氾濫した場合、洪水がどの範囲に広がると想定したのか、氾濫区域の計算方法を具体的に明らかにされたい。

(六) 氾濫区域におけるブロックごとの面積と市町村名を明らかにされたい。

(七) 利根川の氾濫区域の計算方法と利根川の浸水想定区域図の計算方法(関東地方整備局のホームページに示されている)の相違点を具体的に明らかにされたい。

2 年平均被害軽減期待額の計算では、次に被害額の計算が必要になるが、次の諸点を明らかにされたい。

(一) 氾濫区域の被害額の計算はどのような方法で行つたのか。その手順、算定内容(直接被害、間接被害)を個別具体的に明らかにされたい。

(二) 被害額の計算はいつの時点での資産評価額に基づいて行つたのか。

(三) 被害額の計算の結果、求められた氾濫区域のブロックごとの被害額および市町村ごとの被害額を明らかにされたい。

(四) 被害額の計算結果から利根川の年平均被害軽減期待額をどのような手順で求めたのか。具体的な手順、算定内容を明らかにされたい。

3 八ッ場ダムの年平均被害軽減期待額は利根川の年平均被害軽減期待額から算出される。このことについて次の諸点を明らかにされたい。

(一) 利根川ダム群の全体の治水効果はどのように求めたのか。また、その治水効果の計算結果は各洪水基準点で毎秒何立方メートルであったか。

(二) 八ッ場ダムの治水効果はどのように求めたか。また、その治水効果の計算結果は各洪水基準点で毎秒何立方メートルであったか。

(三) 八ッ場ダムの年平均被害軽減期待額は、利根川の年平均被害軽減期待額から算出するが、具体的な手順、算定内容を明らかにされたい。

4 一九九七年の改正河川法は、治水水利に加え「河川環境の整備と保全」を目的に加え、住民の意見を反映させる仕組みを導入した。よって、関係者から求められた情報は積極的に公表すべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

三 治水水利並びに環境面で多くの問題を有する八ッ場ダム計画は、たに中止すべきである。また、中止された場合、地域住民が受けた困難を償うなどの観点から、住民の生活再建支援や地域振興をはかる法整備が必要となるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十年十月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員大門実紀史君外一名提出八ッ場ダムの必要性の根拠に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大門実紀史君外一名提出八ッ場ダムの必要性の根拠に関する質問に対する答弁書

一及び三について
八ッ場ダムは、「利根川水系工事実施基本計画」及び「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」(昭和六十一年建設省告示第千二百八十四号等)に洪水調節等に必要な施設として位置付けられているとおり、一級河川利根川水系利根川(以下「利根川」という。)の治水対策上及び関係都県の利水上必要な施設であることから、八ッ場ダム建設事業を中止することは考えていないが、今後とも、一級河川利根川水系に係る河川整備計画の策定過程等を通じて、八ッ場ダムの必要性等の説明に努めてまいりたい。

二の1(一)について
国土交通省が八ッ場ダム建設事業等の再評価を行うに当たって前提とした利根川及び一級河川利根川水系江戸川(以下「江戸川」という。)に関する氾濫計算(以下「利根川及び江戸川に関する氾濫計算」という。)では、昭和二十二年九月の洪水時の降雨パターンを用いて、利根川の基準地点である八斗島地点の上流域の流域平均の三日雨量が百ミリメートル、二百ミリメートル、二百五十ミリメートル、三百ミリメートル、三百五十ミリメートル、四百ミリメートル及び五百ミリメートルとなる場合について、既設の相俣ダム、藤原ダム、奈良俣ダム、矢木沢ダム、蘭原ダム及び下久保ダムによる洪水調節の効果を検討して流出計算を行い、その結果、八斗島地点におけるピーク流量は、それぞれ毎

秒三千二百二十立方メートル、毎秒一万千八百四十七立方メートル、毎秒一万六千三百七十五立方メートル、毎秒一万九千六百二十八立方メートル、毎秒二万五千五百七十一立方メートル、毎秒二万三千九百二十八立方メートル及び毎秒二万九千八百五十九立方メートルであると想定している。

二の1(二)及び(六)について
利根川及び江戸川に関する氾濫計算では、氾濫ブロックとして、利根川の左岸側の六ブロック及び右岸側(利根川の派川である江戸川に係るものを含む)の九ブロックを設定しているが、お尋ねの「各ブロックの範囲」及び「氾濫区域におけるブロックごとの面積と市町村名」については、関係する資料が保存期間を経過しているため、具体的にお答えすることは困難である。

二の1(三)について
お尋ねの「氾濫すると判断した水位」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、利根川及び江戸川に関する氾濫計算では、氾濫ブロックにおいて、想定する洪水の水位が安全に流下できると評価した水位を超える地点がある場合に、当該氾濫ブロックのあらゆる地点において破堤又は越水が生じる可能性があると仮定している。

二の1(四)について
「治水経済調査マニュアル(案)」(平成十二年五月十一日付け建設省河計発第二十九号建設省河川局河川計画課長通知。以下「マニュアル」という。)においては、氾濫ブロックごとの氾濫計算に当たって、当該氾濫ブロックの上流部における破堤による氾濫は想定していないものの、当該上流部における越水又は溢水により生じる下流への流量の低減は考慮すべきとしており、利根川及び江戸川に関する氾濫計算においても、マニュアルに従って行つたものと考えられるが、関係する資料が保存期間を経過している

ため、具体的にお答えすることは困難である。

二の1の(五)について

御指摘の「氾濫区域」については、マニュアルに従って、各氾濫ブロックについて流量規模、ことに二次元不定流計算を行い、浸水が想定される区域を設定したものと考えられるが、関係する資料が保存期間を経過しているため、具体的にお答えすることは困難である。

二の1の(七)について

御指摘の「利根川の浸水想定区域図」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、例えば、利根川及び江戸川に関する氾濫計算では、各氾濫ブロックにおいて、一地点を破壊地点又は越水地点として設定しているが、利根川に係る浸水想定区域を指定した平成十八年関東地方整備局告示第三百三十八号等の関係図面の作成に当たっては、氾濫ブロックを設定することなく、複数の地点を破壊地点等として設定している。

二の2の(一)について

御指摘の「氾濫区域の被害額」については、マニュアルに従って、各氾濫ブロックについて、流量規模ごとの氾濫計算により算出される浸水した場合に想定される水深と資産等に関するデータを用いて、浸水による家屋等の建物に係る被害額等を直接被害に係る額として算出し、また、浸水した事業所の生産の停止による損失額等を間接被害に係る額として算出した上で、それらを合算して求めたものと考えられるが、関係する資料が保存期間を経過しているため、具体的にお答えすることは困難である。

二の2の(二)及び(三)について

お尋ねについては、関係する資料が保存期間を経過しているため、お答えすることは困難である。

二の2の(四)について

利根川及び江戸川に関する氾濫計算における年平均被害軽減期待額は、マニュアルに従っ

て、各氾濫ブロックについて、流量規模ごとに、ハツ場ダム建設事業等を実施した場合と実施しない場合における被害額の差である被害軽減額と当該流量規模に係る年平均超過確率を用いて、当該氾濫ブロックの年平均被害軽減額を算出した上で、それらを合算して求めている。

二の3の(一)について

御指摘の「利根川ダム群」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、昭和五十五年に変更された「利根川水系工事実施基本計画」においては、昭和二十二年九月の洪水を主要な対象洪水とし、更に利根川流域の過去の降雨及び出水特性を検討して、ハ斗島地点における基本洪水のピーク流量を毎秒二万二千立方メートルとするとともに、ハ斗島地点下流の河道で対応可能な流量等を考慮し、ハ斗島地点の計画高水流量を毎秒一万六千立方メートルとし、両者の差である毎秒六千立方メートルをハツ場ダム等のハ斗島地点上流のダム等の洪水調節流量としているところである。

二の3の(二)について

ハツ場ダムによる洪水調節に係る便益の算定に当たっては、利根川上流域の過去の降雨特性が多様であることから、過去に生じた三十一の洪水時における降雨パターンを用いて、年超過確率二百分の一の洪水が生じた場合について、ハツ場ダムがあるとき及びハツ場ダムがないときにおけるハ斗島地点のピーク流量を求め、両者の差である毎秒五百三十五立方メートルをハツ場ダムの洪水調節効果としている。

二の3の(三)について

ハツ場ダムによる洪水調節に係る便益の算定に当たっては、各氾濫ブロックについて、河川改修に係る年平均被害軽減期待額を含まないハ斗島地点の上流のダム等に係る年平均被害軽減期待額を算出し、これにハツ場ダムを含むハ斗島地点の上流のダム等による洪水調節効果量に対するハツ場ダムの洪水調節効果量の比率を乗

じて得た額を合算すること等により、ハツ場ダムに係る年平均被害軽減期待額を算出している。

二の4について

ハツ場ダム建設事業及びその必要性に関する情報については、国土交通省関東地方整備局の見解や同局に寄せられた質問に対する回答等を含め、同局ハツ場ダム工事事務所のホームページに掲載する等の取組を行っているところであり、今後とも適切に提供してまいりたい。

なお、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条の二第四項の規定により、河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされている。

不動産登記制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月九日

参議院議長 江田 五月殿

前川 清成

不動産登記制度に関する質問主意書

不動産登記制度は、不動産取引の安全を支える極めて重大な制度である。

そこで以下質問する。

一 現行の不動産登記制度について何か改善を予定している事項はあるか。

二 同時決済、すなわち買主への所有権移転登記手続きと、売主が負担していた担保物権の抹消登記手続きを、売買代金支払い時に同時に行う決済方法が、民間取引においてはほぼ例外なく実施されていることを認識しているか。

三 同時決済に関する紛争等の発生を認識しているか。

四 同時決済を行うに当たって、現行不動産登記制度には何らかの欠陥が存在するか。

右質問する。

平成二十年十月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員前川清成君提出不動産登記制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員前川清成君提出不動産登記制度に関する質問に対する答弁書

一について

不動産登記制度については、第百五十九回国会において、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)を全部改正する新たな不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)が制定される等、適時適切にその改善が図られており、法務省としては、現在のところ不動産登記制度自体に改善すべき事項はないと考えているが、引き続き国民の利便性の向上等を図るための施策を実施してまいりたい。

二について

法務省としては、御指摘のような取引が、お尋ねのように「民間取引においてはほぼ例外なく実施されている」ということは承知している。

三について

お尋ねの「同時決済に関する紛争等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法務省としては、二について述べた取引に関して紛争となった事案は承知していない。

四について

法務省としては、二について述べた取引を行うに当たって、不動産登記制度自体に特段の問題があるとは考えていない。

旧麻生鉱業の朝鮮人徴用に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月十日

喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

旧麻生鉱業の朝鮮人徴用に関する質問主意書

私喜納昌吉が、平成十七年十二月六日、沖縄及び北方問題に関する特別委員会で、当時の麻生太郎外務大臣に、「韓国政府は、徴用朝鮮人の遺骨の収集やその返還についての問題を日本側と話し合っているが、戦時中などに多数の朝鮮人を徴用した旧麻生鉱業の関係資料が提出されていないとして、同政府が資料の提出を平成十七年十一月二十八日に求めた件に関し、韓国側が要求している旧麻生鉱業の資料を提出するかどうか」と質問したところ、麻生大臣は「個別の企業に対し特定の資料の提出を要求されたことはないが、調査してみたいと思つている」という主旨の答弁をした。よつて、内閣総理大臣となつた麻生元外相に以下質問する。

- 一 その後、この件に関して旧麻生鉱業ないしその後身の企業は、資料に関する調査を実施したか否か、理由と共に明らかにされたい。
 - 二 調査をしていない場合、今後速やかに調査する意志があるか否か、明らかにされたい。
 - 三 調査が行われた場合は、その内容を明らかにされたい。
 - 四 麻生総理は日韓関係重視を口にしてゐるが、ならばなおさらのこと、韓国政府が強い関心を抱く旧麻生鉱業関連の資料について、総理として率先して事実関係を明らかにし、それを速やかに韓国政府に伝えるべきではないか。見解を問う。
- 右質問する。

平成二十年十月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員喜納昌吉君提出旧麻生鉱業の朝鮮人徴用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出旧麻生鉱業の朝鮮人徴用に関する質問に対する答弁書

一から四までについて
政府としては、徴用された朝鮮半島出身者等の遺骨の調査及び返還のための作業を鋭意進めており、民間企業等の幅広い協力を得つつ実態調査を行っている。これまでに得られた情報については、大韓民国政府に伝達しているが、これらの民間企業等との関係もあり、個別の調査対象を明らかにすることは差し控えてきているところである。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五 二番都港区 立四号虎ノ 行政法人門 国立印刷二 局丁目	〒一〇五 八四四 五二五
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本 体）	本 号 一 部 一 五 円 （ 巴）